

<現行>

<※ 総合事業移行後～>

介護給付(要介護 1~5)

介護給付(要介護 1~5)

予防給付
(要支援1・2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

地域支援
事業へ移行

予防給付(要支援1・2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1・2, それ以外の者)

介護予防事業

○二次予防事業

(訪問サービス)

- ・介護予防訪問事業(介護予防センター)

(通所サービス)

- ・はつらつ元気のつどい事業
(デイサービス事業所・整骨院)
- ・元気回復筋力トレーニング事業(ふれあい公社)

(通所+訪問サービス)

- ・元気スマイル教室(介護予防センター)

(その他)

- ・健康相談事業(保健センター)

○一次予防事業

(介護予防普及啓発事業)

- ・介護予防転倒骨折予防事業(地域包括支援センター)
- ・一次予防事業(介護予防センター)
 - ① 毎週毎月介護予防教室(介護予防センター)
 - ② 介護予防地域啓発事業
 - ③ アドバイス訪問事業

- ・健康教育事業(保健センター)

(地域介護予防活動支援事業)

- ・あつ晴れ!もも太郎体操(介護予防センター)
- ・人材育成事業

(食生活改善事業)

- ・高齢者食生活講習会事業(保健センター)
- ・一人暮らし高齢者食事訪問事業(栄養改善協議会)

(その他)

- ・介護予防ポイント事業(社会福祉協議会)

○介護予防・生活支援サービス事業

(訪問型サービス)

- ・現行の訪問介護事業所
- ・多様なサービス
 - A: 緩和型の指定・委託事業所
 - B: 住民主体による支援
 - C: 短期集中予防サービス
 - D: 移動支援

(通所型サービス)

- ・現行の通所介護事業所
- ・多様なサービス
 - A: 緩和型の指定・委託事業所
 - B: 住民主体による支援
 - C: 短期集中予防サービス

(生活支援サービス)

- ・栄養改善の目的とした配食
- ・住民ボランティアが行う見守り

(介護予防支援事業)

- ・ケアマネジメント

○一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域支援事業

地域支援事業

包括的支援事業

包括的支援事業

任意事業

任意事業

詳細：次ページ

※総合事業移行後からの内容は国で示されている例。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容・種類を検討し、順次、実施していくこととなる。

<現行>

<※ 総合事業移行後～>

地域支援事業

地域支援事業

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

- ① 介護予防ケアマネジメント
- ② 総合相談支援業務
- ③ 権利擁護業務
- ④ ケアマネジメント支援

○在宅医療・介護連携の推進

○認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム, 認知症地域支援推進員等)

○生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置, 協議体の設置等)

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

- ①～④に加えて
- ⑤地域ケア会議の充実

○在宅医療・介護連携の推進

○認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム, 認知症地域支援推進員等)

○生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置, 協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

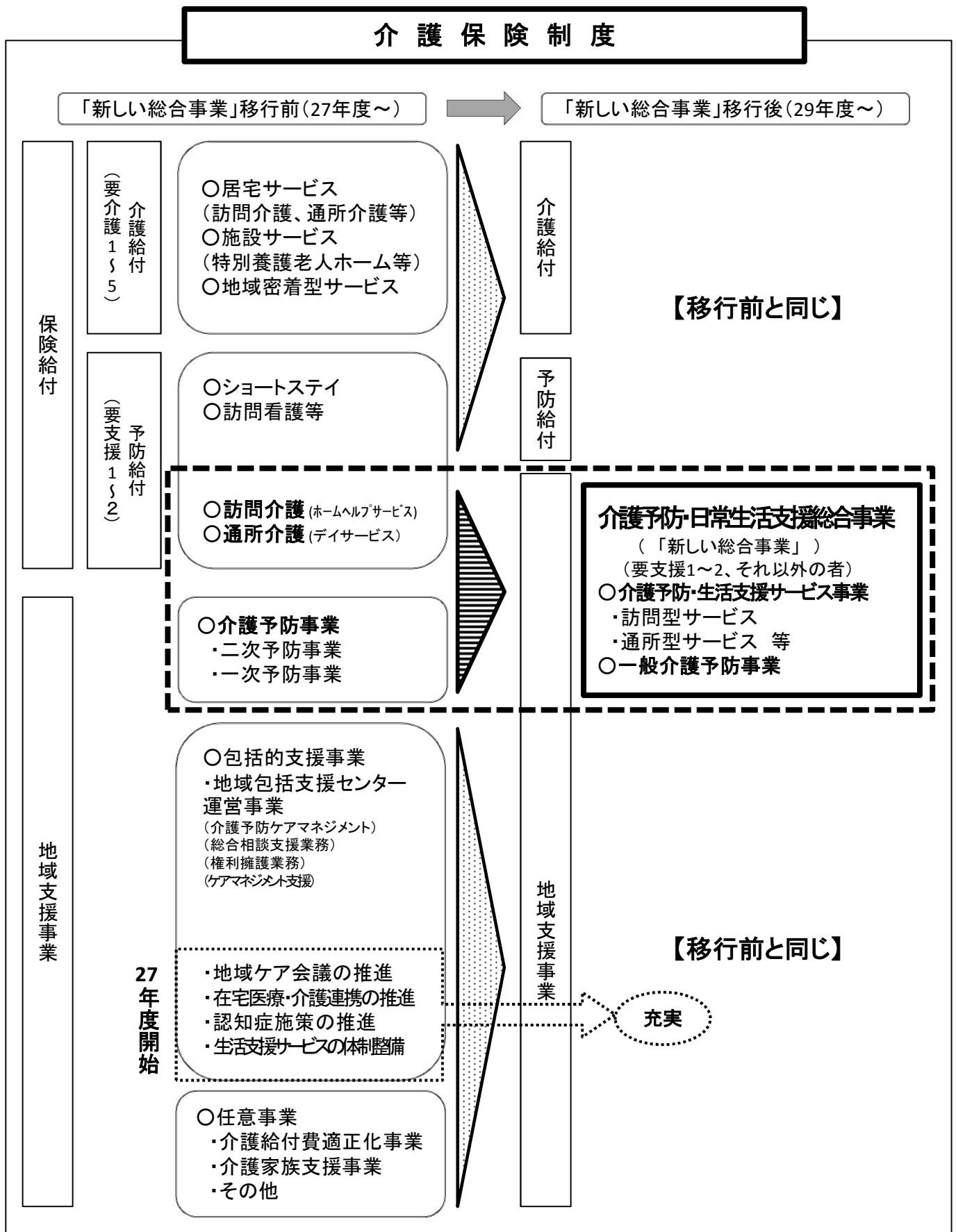
任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

総合事業に関連する事業(一般会計事業で展開中のもの)

- 生活支援訪問事業
- 健康市民おかやま21
健康教育、ウォーキング大会等
- 生涯現役社会づくり事業

【岡山市の介護予防事業の体系】



地域支援事業の詳細

		事業区分とその視点
必須事業	1. 介護予防事業	○二次予防事業 要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象として、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。
		○一次予防事業 すべての高齢者を対象として、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
	2. 包括的支援事業	○地域包括支援センターの運営 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を行う。
		○在宅医療・介護連携の推進 在宅医療と介護の連携を通じた新たなケア提供体制の構築
		○認知症施策の推進 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会へ向けた体制の整備や啓発活動の推進を行う。
		○生活支援サービスの体制整備 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置
	3. 任意事業	○介護給付費適正化事業 介護給付等に要する費用の適正化に資する事業を行う。
○家族介護支援事業 虐待防止や在宅介護の継続に欠かせない家族介護者の精神的・身体的負担軽減に資する事業を行う。		
○その他の事業 介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行う。		